

平成 30 年度 特別養護老人ホーム 幸せの里 事業計画

1. 基本方針

高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」を介護保険の基本理念とし、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化、介護人材確保の推進、効率的なサービス提供体制の構築を基本的な視点として位置づけ、地域の方々との連携強化や情報公開等による透明性の確保に努め、地域福祉の拠点として地域に開かれ、地域に愛され、地域に信頼され、そして選ばれる施設作りをめざします。

また、利用者への必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うための研修や個別ケア・ターミナルケア・認知症ケアなどの対応について、関係機関・団体との連携を密にし、高齢者一人ひとりの生活を尊重した介護サービスを提供し、地域の高齢者の暮らしを支えるとともに、介護職員の資質の向上や介護の専門性の確保、医療との連携、科学的ケアの実践、そして地域に密着した老人福祉の向上と施設の経営基盤の強化に努めることとします。

2. 主要事項

(1) 介護職員の資質の向上と介護の専門性の確保

- ① たん吸引等実施のための研修
- ② 感染症管理体制の強化
- ③ 介護事故に対する安全管理体制の強化
- ④ 重度化とターミナルケアへの対応
- ⑤ 栄養ケア・口腔ケア・リハビリの充実強化

(2) 医療と介護の連携重視と認知症対応重視

- ① 医療と介護の情報共有による連携強化
- ② 多様化した認知症高齢者等へのサービス提供体制の強化

(3) 科学的ケアの実践

- ① 科学的介護（サービスの質の向上、認知症対応等）
- ② 認知症ケア・口腔ケア・リハビリ・看取りケア・おむつゼロ・胃ろうゼロ等をめざす

(4) 人材の確保・育成・定着への取り組み

- ① 高齢者福祉施設のイメージアップ広報
- ② 働きやすい職場環境の整備と魅力ある職場作り
- ③ 職員研修の充実

3. 行事事項

項 目	行 事 内 容
施 設	夏祭り(7月)・敬老祝賀会(9月)・花見(3月) 自衛消防訓練(年2回以上) 各種別実習生受入(年間随時)
入 居 者	誕生日会(毎月)・母の日(5月)・父の日(6月) クリスマス忘年会(12月)・節分(2月)・ひな祭り(3月)
職 員 関 係	・職種別研修会(県・県社協・県老施協・川薩老施協各共催) 施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員、 栄養士、調理員、事務員 (各主催者の計画に応じて1~数名参加) ・ケース会議(毎月1回)・給食会議(毎月1回) ・処遇会議(毎週1回)・各種委員会(毎月1回) ・施設内研修(毎月1~2回)
法 人 関 係	理事会(6月・9月・12月・3月)・評議員会(6月・12月・3月) 及び必要に応じて随時 法人及び施設会計監査(5月もしくは6月)・内部経理監査(12月) 役員研修(県及び関係団体の計画に応じ参加)

平成 30 年度 事業計画

1.通所介護事業

(1) 基本方針

通所介護事業は、高齢者や障害者の自立支援という観点から可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう機能訓練及び日常生活上の世話をを行うことにより、居宅生活の支援、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とし、地域福祉の向上に努めている。

訪問介護・短期入所生活介護と並ぶ居宅介護サービスの中心的役割を担うことから、要支援・要介護高齢者へのケアのみならず、自立に近い高齢者に対しても介護予防・日常生活支援総合事業を担うなど、より一層重要性を増している。

また、既存サービスを介護予防の視点から見直すとともに筋力向上トレーニング、転倒骨折予防、低栄養状態の改善、口腔ケアの向上、閉じこもり予防、認知症予防等のサービスの導入も検討していく必要がある。

そこで、より効果的なサービスのあり方を追求すると共に機能訓練サービスの充実等、施設独自の戦略を構築し、地域に根ざした福祉サービスの担い手にふさわしい公共性・公正・公平な信頼の確保と保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、在宅福祉の中核となるよう努力しなければならない。

今年度も、福祉の理念に基づき真に豊かで安心できる老後を保障する視点から積極的に取り組み、その効果的な運営やより質の高いサービス提供方法について、調査・研究研修の充実に努めることとする。

2.在宅介護支援センター事業

(1) 基本方針

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市が主体となり『地域包括支援センター』が設置され、ここでは、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われている。

地域型在宅介護支援センターは、『地域包括支援センター』が行う地域の高齢者への総合的な支援（包括的支援事業）〔①介護予防ケアマネジメント ②総合相談・支援 ③権利擁護、虐待早期発見・防止 ④地域のケアマネジャーなどの支援等〕を全面的積極的にサポートし、又、地域内の高齢者の実態を継続的に把握するなど「生活支援の拠点」・「在宅サービスのバックアップ機能」として期待されている。また、高齢者が要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推

進するとともに、包括的、継続的なマネジメント機能の強化など、市との密接な連携を図りつつ、出来る限り在宅での生活を継続できるよう又、高齢者の生活の質の維持向上に努めるよう、地域の在宅介護支援の拠点として、重要な役割を果たすために自己研鑽と組織基盤の強化、充実に努めることとする。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築する必要がある。

3. 居宅介護支援事業

(1) 基本方針

在宅の要介護者等が在宅介護サービスを適切に利用できるよう、利用者や家族の依頼を受けて、その心身の状況、環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容、担当者、本人の健康上・生活上の問題点、解決すべき課題、在宅サービスの目標及びその達成時期等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成し、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行い、介護保険施設に入所が必要な場合は、施設への紹介等を行う。

介護保険制度では、利用者が自らの判断で適切にサービスを利用できるように支援する「利用者支援」という方法でそれを実現します。そして利用者が自らの人生のために、介護サービスを活用して生きていく力を持てるよう支援します。

4. 訪問介護事業

(1) 基本方針

利用者の心身の状態や特性を考慮した上で日常生活の自立を支援し、要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

平成 30 年度 事業計画書

(ケアハウス すこやかハイツ)

社会福祉法人 愛和会

1.基本方針

安心して生活できる快適な住まいの提供と、個々の状況に応じた適切なケアマネジメントの実践につとめ、その人らしい暮らしの継続支援を目指す。

2.主要事項

- (1) 個々の利用者状況に応じた適切なケアマネジメントの提供
- (2) 生きがい活動、介護予防的活動の推進
- (3) 事業所間の情報交換を活性化し、連携を密にすることで、適切かつ迅速なサービス提供を実現する。

3.広報、運営について

平成 29 年度は入居 5 名、退去 5 名、年度末を 27 名満床で終えることができた。結果、定員 30 名に対する入居率は対前年を 0.2 ポイント下回り年間平均 25.8 名であった。主たる退去理由は、持病悪化による長期入院から要介護状態に転じ、介護施設へ転居されるケースがほとんどあり、うち 1 名は幸せの里へ入居されている。「ケアハウスから特養へ」直接移動は理想だが介護度 3 以上の入所要件と空床のタイミングの不一致が災いし、思い通りにならないのが現状である。また昨年、一昨年同様、現在も夫婦部屋 3 室が個室利用となっており、今現在も夫婦、兄弟での入居希望は皆無である。

北薩圏域唯一のケアハウスであるが、入来町に軽費老人ホーム。また薩摩川内市内駅周辺を初め、好立地のサービス付高齢者向け住宅、有料老人ホームが完成しており、競合の激化が勢いづいている。独自サービスの提供や清掃の行き届いた清潔なハードの維持とスタッフの気持よい接遇、さらに病院や買い物等の外出援助など、現行サービスの拡充はもとより、利用者の多様なニーズに対し、柔軟な姿勢で即対応できる体制の構築が必至である。

元来のロコミや地域の方々の恩恵もあり、安定的に定員確保できているものの、日々の体操や手作業等、さまざまなアクティビティ活動で利用者間の交流をはかり、さらに買い物や病院送迎などのサポートを行うことで、地理的障害を解決できるようつとめる。また訪問診療を活用することで、医療面の不安感を払拭し、主治医、ケアマネージャーをはじめとする、専門職との連携を深められるようにする。さらに個々人の状態に応じて柔軟な対応を行い、在宅サービス活用から最終的には老人保健施設や特養へのスムーズな転居の支援。と状況、必要に応じて一体的なサービスの継続を担っていく。同時に職員一同資格取得や目標達成を目指し、専門家集団として、一層研鑽することに努めていく。